

和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

平塚市下吉沢 468 番地 7
株式会社共栄建設
代表取締役 廣岡 康之

2 事案の概要

平成 26 年 10 月 9 日に入札執行した汚水枝管整備工事に係る条件付き一般競争入札について、入札に係る施工条件明示に誤りがあったことが判明したため、同年 10 月 15 日に締結した工事請負契約を、大磯町契約規則第 53 条の規定に基づき、11 月 6 日付けで解除した。

このことにより、契約者に生じた損害について、相手方が神奈川県建設工事紛争審査会に賠償額の調停を申請した結果、同審査会から調停額 180 万円が示され、平成 28 年 9 月 6 日に開催された同審査会で、相手方は調停額を受諾するとの意向を示した。

3 和解の内容

大磯町は、上記 2 の事案について、調停額として示された下記 4 の賠償金を和解金として支払う。

なお、和解金のほか、大磯町及び相手方の間には、本件紛争について債権債務のないことを相互に確認する。

4 賠償金の額

1,800,000 円

平成 28 年 11 月 29 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄